

コンプライアンス

▶ 基本的な考え方

当社は、コンプライアンスを重視し、「ミウラグループ企業行動規範^{*1}」の第1項に「法令等の遵守」を定めています。経営戦略や事業目的の適正かつ効率的な達成と永続的な企業価値の向上に向けて、法令を遵守することはもとより、企業倫理に照らして、誠実かつ公正に業務を遂行することが重要であると認識しています。このような考えに基づき、取締役(社外監査等委員を含む)および執行役員などで構成されるコンプライアンス委員会を設置し、「ミウラグループ企業行動規範」の周知徹底に努めています。

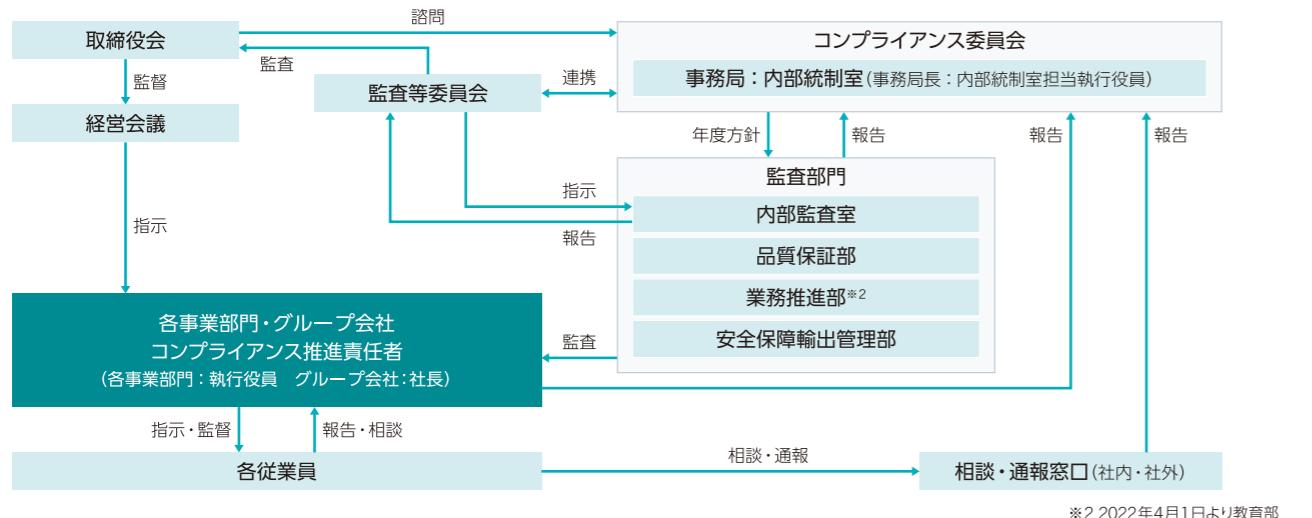
*1 「ミウラグループ企業行動規範」はウェブサイトでご覧いただけます。
https://www.miuraz.co.jp/csr/various_policies/code_of_conduct.html

▶ コンプライアンス体制

コンプライアンス委員会は、総務・人事担当の取締役を委員長とし、9名の委員で構成されています。同委員会は年1回の定例会に加えて、必要に応じて臨時会を適宜開催しています。定例会では、当期のコンプライアンス推進活動(教育、研修そ

の他の取り組み)の実施状況、次期のコンプライアンス推進活動の方針、新法・改正法への対応、その他法的問題発生時の対応策の検討などについて審議を行います。2022年3月期は2022年3月に定例会を実施しています。

● コンプライアンス体制図



▶ コンプライアンス意識浸透に向けた取り組み

ミウラグループでは、コンプライアンス意識の浸透に向けて、コンプライアンスに関する教育に力を注いでいます。2022年3月期の取り組みとして、コンプライアンス統括部署によるコンプライアンス基礎研修を新入社員159名(新卒99名、中途60名)に実施し、「法令入門ハンドブック」を受講者に配付しました。役職者マネジメント研修では、統括部長・次長(51名)に対し、コンプライアンス統括部署によるコンプライアンス講義を実施しました。加えて、当社およびグループ各社^{*3}の役員および従業員^{*4}に対して、コンプライアンスに関するe-ラーニング(贈収賄防止、内部通報の周知の内容を含む)を実施しており、受講者は、4,168名、受講率98.7%となっています。その他、各執行部門による関連部署・拠点に対する関連法令等^{*5}に

についての教育(周知、勉強会、e-ラーニング)も実施し、コンプライアンス意識の浸透を図りました。

また、2022年3月期から社員満足度調査の質問項目にコンプライアンスに関わる設問を追加して実施し、コンプライアンス意識の浸透状況について調査を開始しました。その結果、コンプライアンスの重視や不正行為等は見て見ぬふりをしないなどの意識が高いことを確認しています。

なお、2022年3月期において、罰金や課徴金を伴う違反事例はありませんでした。

*3 三浦工業および国内製造子会社

*4 休職者を除く

*5 関連法令等: 労働安全衛生法、産業廃棄物処理法、下請法、毒物および劇物取締法、補助金、建設業法、インサイダー取引防止、安全保障輸出管理、贈収賄関連法令、公益通報者保護法等

▶ 贈収賄防止の取り組み

ミウラグループは、グローバル事業を展開するにあたり、「ミウラグループ贈収賄防止基本方針^{*6}」に基づいて、「ミウラグループ贈収賄防止基本規程」を制定し、グループ各社に周知しています。海外グループ会社への周知については、現地の言語で要領を作成し、各国に応じた運用を実施しています。また、サプライヤーに対しても、当社の行動規範として贈収賄を禁止

している旨を文書により周知しています。

また、2022年3月期の取り組みとしては、前述のとおり、贈収賄防止を含む内容のコンプライアンスに関する教育(e-ラーニング)を実施しています。

*6 「ミウラグループ贈収賄防止基本方針」はウェブサイトでご覧いただけます。
<https://www.miuraz.co.jp/csr/governance/compliance/>

▶ 内部通報制度

国内では、公益通報者保護法に基づき、内部通報制度を整備しています。この内部通報制度では、労働者^{*7}ならびに取引先からの通報および相談を対象として、社内外に窓口を複数設置しており、これらの窓口は、社内掲示板(ポータルサイト)やウェブサイトで常時確認できるように開示しています。また、通報者などに解雇その他の不利益な取り扱いを行わないことや、そのような取り扱いまたは嫌がらせなどを行った者に対して処分を課すことができること、匿名による通報を受け付けることなどを定めています。

国内の通報窓口への通報件数は、2020年3月期0件、2021年3月期1件、2022年3月期3件となっています。海外グループ会社においては、米国・中国・韓国・カナダ・メキシコ・ブラジル・インドネシアの各社に内部通報窓口の設置をしており、海外の通報窓口への通報件数は、2022年3月期に3件の通報があり、過去3年間の通報件数は5件となりました。

通報された情報については、コンプライアンス統括部署もしくは関連部署が調査し、問題を確認した場合はコンプライアンス委員会などに報告され、早期の対応と是正を図っています。

*7 正社員、準社員、契約社員、パート、アルバイト、派遣労働者および退職者

▶ 安全保障輸出管理の取り組み

わが国をはじめとする主要国では、武器や軍事転用可能な貨物・技術が、国際社会の安全性を脅かすような国家やテロリスト等の懸念が払拭されない組織に渡ることを防ぐため、国際的な枠組み(国際輸出管理レジーム)を構築し、各国が協調して輸出管理を行っています。

ミウラグループでは、この国際輸出管理レジームはもとより、所在国の輸出管理法令を遵守することを基本方針として「グローバル安全保障輸出管理規程」を定め、国際的な平和および安全の維持の観点に立った適正な輸出管理に努めています。

また、所管部署(安全保障輸出管理部)により、新入社員研修、海外派遣前研修、該非判定研修、取引審査研修などの安全保障輸出管理教育を適宜行っています。

なお、2022年3月期の取り組みとしては、上記の他に経営層向け教育や全社員向けe-ラーニングなども実施しています。

▶ 知的財産の取り組み

第三者の知的財産権を尊重し、侵害しないように努めるとともに、自社の知的財産権の確保を積極的に行い、有効に活用する活動に取り組んでいます。

①知的財産権の尊重: 第三者の知的財産権を侵害することがないよう、商品の企画段階から先行する技術・商標などの調査を十分に行い、その結果を反映させた新技術・新製品の研究および開発を行っています。

②知的財産活動: 事業部門と知的財産室が連携し、事業に貢献する特許、商標などの権利化を戦略的に行い、知的財産の保護の強化および活用を行っています。

③従業員教育: 知的財産の基礎知識から応用・活用のテーマを月ごとに設定したe-ラーニング講座、および発明発掘のグループディスカッションなど実践的な内容を含む階層別集合研修による教育プログラムを実施しています。

▶ 税務コンプライアンス

ミウラグループは、事業活動を展開している国・地域の納税における透明性の確保が重要と考え、「ミウラグループ企業行動規範」に基づき、税務コンプライアンスを徹底しています。税務リスクに対しては、各国の税制や税務行政への適正な対応を行うことでリスクの最小化を図り、法令の適用・解釈についても外部専門家からの適正な助言・指導を受け対応をしています。

グループ内の移転価格税制においては、「OECD移転価格ガイドライン」の遵守に努め、グループ各社の国・地域の税制に基づいた管理を行っています。

税務コンプライアンスについては、ウェブサイトをご参照ください。
<https://www.miuraz.co.jp/corporate/compliance.html>